

## 公立大学法人滋賀県立大学遺伝子組換え実験安全専門委員会設置要綱

(設置および趣旨)

- 第1条 公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第1項の規定に基づき、遺伝子組換え実験安全専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議または調査し、理事長に報告または助言を行う。
- (1)実験に関する内部規程等の制定および改廃に関すること
  - (2)実験計画の関係法令等およびこの規程に対する適合性に関すること
  - (3)実験に係る教育訓練および健康管理に関すること
  - (4)事故発生時の必要な措置および改善策に関すること
  - (5)その他実験の安全確保に関する必要な事項
- 2 安全委員会は、必要に応じて、実験責任者および安全主任者に対し報告を求めることができる。

(組織)

- 第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1)研究を所掌する理事
  - (2)安全主任者
  - (3)各研究院ごとに教授、准教授、講師および助教のうちから1人
  - (4)その他本学に所属しない者で理事長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第4号に掲げる委員については委員長が指名する。
- 3 第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(組織)

- 第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1)研究を所掌する理事
  - (2)安全主任者
  - (3)各研究院ごとに教授、准教授、講師および助教のうちから1人
  - (4)その他本学に所属しない者で理事長が必要と認める者
- 2 前項第3号および第4号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は、研究を所掌する理事をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第4条 専門委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に公立大学法人滋賀県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程(以下「旧規程」という。)第8条第1項第3号および第5号の委員であったものが引き続き施行日において第3条第1項第3号および第4号の委員である場合の第3条第2項の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期は通算しない。